

平成22年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

軽井沢フード株式会社

(2) 所在地

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8

(3) 代表者

代表取締役社長 土屋 和義

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

- | | |
|------------|--|
| 平成22年4月28日 | 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価） |
| 5月17日 | 平成22年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定） |
| 6月29日 | 第2回指定管理者選定小委員会 |

	(企画・提案書作成要項の審議)
7月6日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施)
7月22日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションの実施方法および応募団体の評価、採点方法の審議)
8月2日	企画・提案書作成要項配布、説明会
8月20日	企画・提案書受付
8月25日・26日	指定管理者選定小委員会有識者委員による施設実地調査
9月3日	経営診断委託
9月9日	第5回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
11月4日	平成22年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成22年4月28日、7月22日および9月9日に、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

事業効率は平均的な状況にあるものの、資金力が特に優れていること。借入金の返済能力を十分に有していること。また、自己資本比率が高めの水準で経営の安全性について優れていることから、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性

社是を定め、本社ホームページおよび会社案内に掲載しているほか、社是に基

づくサービス提供に努めていること。また、個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、役員会が定期的開催されていること。

(4) 運営実績

当該施設の開設当初から現在に至るまで施設の管理運営に携わっており、校外授業の実施を含め、安全・確実な施設運営に寄与していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

施設利用率の向上に向けて、グラウンドゴルフコースの設置、ガイド付き登山、山菜採り体験ツアー等軽井沢の自然を生かした多数の企画事業を提案し、施設使用料収入の増加を図ることにより、指定管理料の縮減に関する提案を行っていること。

(6) 受託への熱意・意欲

区民に第二の故郷として利用されるような施設運営を目標に掲げていること。また、校外授業や区民の利用に際し、積極的にコミュニケーションを図りニーズの把握とその対応に努めていること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

日常における設備点検や食品衛生等に関する各種マニュアルを整備し、定期的に防災訓練を行うなど、その内容を遵守していること。また、警察・消防・保健所等と連携を図り施設の安全な運営に努めていること。

(8) 施設管理運営体制

すべての従業員を地元地域から雇用する等地域との円滑な関係を構築していること。部署別に、外部研修機関や軽井沢近隣に所在するホテルへの職員派遣研修の実施等、職員の育成に関する提案がされていること。食事メニューの充実、練馬区役所からの直通バスの維持、イベントの充実等サービス水準の維持・向上に向けた提案がされていること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

接遇マニュアルを作成して接遇研修を実施していること。サービスの提供に格差が生じないよう職員の教育を徹底し、毎日のミーティング、毎月の事業所会議

で確認していること。また、組織内に苦情処理委員会等を設置し、様々な状況に対応のできる施設運営に努めていること。さらに、自治体主催の人権問題研修会等に参加し、意識の向上を図っていること。

(10) 学校事業の受入態勢

校外授業や、その実地踏査時に職員を専属で配置し安全・確実な校外授業の遂行に寄与していること。実地踏査後および校外授業の直前に再度、行程の確認を行い最新の情報を的確に学校へ伝達していること。アレルギー食への対応や1校につき1名の担当者を配置するなど、利用した学校からの評価も優れていること。スキー教室の会場に職員を2名配置し、緊急時対応や円滑な事業運営への支援体制が整っていること。また、これらの校外授業への協力に加えて、クラフト教室、星座観察会、ベルデの森トレッキング等、児童が自然を楽しみながら学ぶことのできる独自のプログラムを用意し、参加者も多く、学校から高い評価を得ていること。

6 問い合わせ先

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課少年自然の家係

電話 03-5984-2441

FAX 03-5984-1221

別表

指定管理者選定（軽井沢フード株式会社）の評価結果（練馬区立軽井沢少年自然の家）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	10点	6点
2 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 (3) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (4) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 当該施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 職員に対する研修体制 (5) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (6) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (7) 少年自然の家の所在する地域との円滑な関係の構築	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 学校事業の受入態勢 (1) 学校事業の受入に対する基本方針 (2) 学校事業の受入時の職員配置	10点	10点
合 計	100点	80点